

§ 追試験・再試験細則

入学・卒業に関する細則のうち、追試験・再試験に関するものは本細則による。

1. 追試験

下記のような場合、定期試験終了後1週間以内実施する。対象学生は校長の許可を得て試験を受けることができる。なお、受験料は免除するものとする。

- (1) 病気（医師の診断書のあるもの）・学校に届け出た就職試験・学校幹旋の実習生（原則として）・交通機関の事故などによって、定期試験を受験できなかった場合。
- (2) クラス受験者数の過半数が不合格又は、クラス受験者平均点が60点未満の場合。

2. 再試験

定期試験で評価が不可（60点未満）の場合に受験料を納め、再試験受験手続きを行うことにより受験することが出来る。

3. 受験について

- (1) 学級担任は、追試験受験対象者にはその旨を通知し、追試験を受けるように指導すること。
- (2) 再試験を受けるものは、定められた再試験願に所定事項を記入し、期日までに事務局にて受験手続きをすること。
- (3) 追試験及び再試験は定められた日時に受験するものとする。受験の時は学生証と受験票を机上に提示するものとする。
- (4) 再試験は、原則として定期試験ごとに実施する。

4. 再試験施行要領

- (1) 事務局へ提出された再試験受験願などの処理については事務局、教務で行う。
- (2) 学級担任は再試験者一覧表を作成して、期日までに各科の責任者を通じて教務へ提出すること。
- (3) 再試験の施行は定期試験施行に準ずる。

5. 出題範囲

追試験・再試験の出題範囲は、原則として該当学科目の学期学習範囲とする。

6. 成績評価および記録

- (1) 追試験の評価は、合格点(60点)以上の場合には、60点を超えた点数の6割の点数を60点に加えたものとする。また、合格点に満たないときは、再試験受験対象とする。
- (2) 再試験の評価は、合格点に満たない場合は直前の定期試験の点数と比較し、高いものを半期（前期、又は後期）の評価とする。また、合格点以上あった場合の最高点は60点とする。
- (3) 定期試験を受験しない場合は、評価せず「受験せず」と記録する。

(附 則)

本細則は、昭和58年10月1日より施行する。

本細則は、平成7年4月1日より改正施行する。

本細則は、平成25年4月1日より改正施行する。